

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時:令和4年10月14日(金)13時30分～14時30分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
川辺管理官補佐、矢野安全審査官
MHI 原子力研究開発株式会社
安全管理部長 他6名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・NDC の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について
 - ・保安規定・核燃料物質使用許可対比表
 - ・保安規定・審査基準等対比表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	こちら原子炉規制庁の矢野と申します本日はですねMHI原子力研究開発株式会社さんから、2022年9月15日付で申請いただいた保安規定の変更認可申請についての面談となります。
0:00:17	まずは申請に対して面談資料申請の内容について資料を作成いただきますのでその資料についてご説明をよろしくお願いいたします。
0:00:29	はい。姫BCウワダイです。
0:00:31	では、早速、資料の方、説明させていただきますので、共有させていただきます。
0:00:49	画面見えておりますでしょうか。
0:00:52	原子炉規制庁伊奈です見えております。
0:00:56	はい。
0:00:57	では説明させていただきます。
0:01:01	本日は、NDCの核燃料物主要施設等保安規定の変更認可申請についてということで、資料をまとめさせていただきますのでご説明いたします。
0:01:13	まず1点目で、変更の概要、変更の内容は以下の通りです。
0:01:19	今回の変更内容については大きく四つに分かれております。
0:01:24	まず1点目は、令和4年5月認可の核燃料物質使用許可申請書記載内容の反映といたしまして、位置図2の作りの取り扱いの追加による変更というので、
0:01:36	まず一つ目、核燃料物質の年間使用予定量の変更。
0:01:41	2ポツ目が、核燃料物質の貯蔵施設の最大収納量の変更、こちらを行っております。
0:01:48	また②ですね、管理区域内における線量当量率等の測定頻度の見直しということで、長期休日における、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:59	5 ページ以降の補足というものを追加させていただいております。
0:02:03	三つ目に、人員数マネジメントシステムに関する記載内容の見直しということで、こちらについてはマネジメントシステム統合に伴う変更等を行っております。
0:02:16	最後に4点目としまして、記載内容の軽微な修正ということで、図番号の修正等、あとは訓練記載箇所の修正、
0:02:25	適正化。
0:02:26	を行っております。
0:02:29	続きます。
0:02:31	2番目ということで、まずは、①、10年予定国の取り扱い追加による変更というところで、
0:02:39	こちらにつきましては、1ポツということで、国連物の年間所要生業の変更。
0:02:46	変更点につきましては、使用済み燃料、初期濃縮度5%未満、こちらの方、従来であれば4000kgUというもの。
0:02:57	3999.99kgU
0:03:02	に変更しております。
0:03:04	こちらの中で、元になった10グラムにつきましては、
0:03:10	使用済燃料1燃料デブリ、初期濃縮度5%未満10グラムということで、変更しております。
0:03:17	2ポツ目の最大収納量につきましても、変更をしております。
0:03:22	この2点につきましては、先ほどもありました、令和4年5月認可の核燃料変更申請書、こちらの内容を反映したものとなります。
0:03:36	続きましてはこちらのは、本規定の反映箇所ですね。
0:03:41	表に示しております別表第5年間予定使用料、こちらの部分で赤字で示している部分、こちらが変更箇所となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:52	次のページで、こちらも別表 13、貯蔵施設の最大収納量というところで、赤字で示しているところが今回の
0:04:03	保安規定の変更部分となります。
0:04:10	続きまして、言いたいと思います。②としまして、管理区域内における線量当量率等の測定頻度の見直し。
0:04:19	いうことで、
0:04:21	こちらにつきましては、管理区域内における線量当量率等の測定について、
0:04:27	長期、休日法線作業が行われない場合の測定頻度、こちらを見直しをさせていただきます、
0:04:34	下記変更日以降の追加を行う、させていただきます。
0:04:39	なお、測定頻度の見直しについては、規則及び解釈、圧雪の保安規定を参考にして条件つきとしております。
0:04:50	こちらの対象としては、下記の測定頻度を週 1 回としているものです。
0:04:55	一つ目、最後放射線に関わる線量当量率。
0:04:59	二つ目、空気中の公差生物ほど、
0:05:03	三つ目が表面密度、こちらの測定に対して最小をとっております。
0:05:08	変更点につきましては、別表第 9 にて記載をしております。測定頻度新たに下記の事項を追加しております。
0:05:17	この備考といいますのは、米印で赤字に書かれている内容でございます。
0:05:25	こちらについては中央設備における放射線作業、こちらが 1 週間を超える期間内に行われないときは、
0:05:32	当該期間内の測定を要しない。
0:05:36	ただし、この場合にあっても、一つ下を超えない期間内で 1 回以上測定するものとする。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	そういったような、備考を記載しております。
0:05:45	具体的には次のページ、集まり、次のページ、次の次のページですね。
0:05:51	このような表に記載がございます。
0:05:54	こちらについては、法律上の対策と、NDCと、
0:06:00	このように解釈しましたというところをまとめました。
0:06:05	まず測定品に関する工事上の解釈というところで、核燃料物質使用等に関する規則の第2条11の記録というところから、
0:06:15	内容を確認しております。
0:06:18	この部分で、
0:06:20	記録事項としましては、
0:06:23	管理区域及び周辺監視区域における線量当量率毎に規定する場合のものを除く、並びに、管理区域における空気中の方生物の一つ期間、
0:06:34	ここで(1)で、で、第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合にあっては、1週間、
0:06:43	についても、平均濃度及び放射性物質によって汚染されたものが正面の、
0:06:49	ホウ酸物の密度記載がございます。
0:06:53	ここで右の部分に加点ございますが、核燃料物を使用する場合にあっては、毎週1回といったところを、下記のように解釈をしております。
0:07:06	で、第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合にあっては、毎週1回記録するとして記載されていることから、
0:07:17	41条該当施設内で核燃料物質の使用を行わなければ、週1回の記録作成を要しないと、解釈するできる、解釈することができると。
0:07:31	こちらの方で理解をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	こちらについて、特定銀行の合理化ということで、合理化の内容については、自社にまとめております。
0:07:44	核燃料物の終了について、弊社が定めれば、
0:07:47	PUL i MS 取り扱う場合、取り扱い計画書と補正作業計画書を提出することとしております。
0:07:55	この放射線作業計画書については、核燃料を取り扱わない場合でも、管理区域内で放射線作業を行う際に、
0:08:04	提出を要していることから、
0:08:07	休日期間中に放射線作業こちらを行うときは、測定を行うこととしておりますが、
0:08:14	ただし、当該地盤中に作業を行わないことを確認できた場合は、測定を省略し、合理化を図ることとしたいと考えております。
0:08:31	この内容につきましては、当ニッセン保安規定の中にはこのように、変更として赤字で記載し、記載しております。
0:08:41	この表で見ますと、外部補正に関わる線量当量率に沿って、管理区域内については週1回米印。
0:08:50	空気中の縫製物質濃度、管理区域内において週1回、
0:08:54	表面密度、週1回、この米印について、
0:08:58	先ほどの部分を追加しております。
0:09:04	クレームの使用等に関する記録。
0:09:07	こちらについても、
0:09:10	はそうですね。
0:09:11	放射線管理記録の場所、この部分に、測定の記録の記載がございますので、こちらにも米印を書いて、
0:09:22	備考を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:30	続きまして、
0:09:33	3点目。
0:09:35	③品質マネジメントシステムに関する記載の見直しです。
0:09:41	こちらにつきましては、2022年度より運用開始しましたマネジメントシステム統合、
0:09:48	こちらにつきましては従来の品質保証、環境及び安全衛生マネジメントシステムを統合したものの、こちらのマネジメントシステムの統合と呼んでおります。
0:10:00	こちらに伴う変更及びその他の変更等、保安規定の第2章の2、保安品質マネジメント計画の記載内容を見直しております。
0:10:11	この部分、見直しましたかと言いますと、まず一つ目に、マネジメントシステム統合に伴う変更というので、
0:10:19	関連文書の名称及び記載内容の変更を行っております。
0:10:24	具体的に申し上げますと、
0:10:27	従来、品質保証マニュアルと記載があったものにつきましては、
0:10:33	金融環境安全衛生保証マニュアルを修正しております。
0:10:38	また、品質マネジメントシステム、品質目標を掲げているものにつきましては、
0:10:44	それぞれ保安品質マネジメント出展、
0:10:47	保安品質目標、
0:10:49	に変更しております。
0:10:55	あ、
0:10:57	そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:01	その他、変更遅延しますわ。
0:11:06	保安品質保証責任者の選任範囲を拡大しまして、
0:11:11	保安品質保証責任者の選任範囲、こちらを拡大するために、他の管理者層が選任することが可能な、あることを明記しております。
0:11:23	具体的には社長は、3.7 項ですね、社長が自立推進品質保証部長を保安品質保証責任者に選任しとありますが、こちらを
0:11:36	ただし、管理者層がある他の者を指名することもあり得るといったような記載を追加しております。
0:11:48	最後に、記載内容の軽微な変更というので、
0:11:52	記載内容の軽微の修正、以下の通りでございますが、それ以上の 1 例となっております。
0:11:58	経費の記載の適正化ということで図番号の修正、訓練記載箇所の適正化等を行っており、
0:12:05	具体的には、第 3 章の保安教育の部分で、
0:12:11	第 5 号で、保安、社長は、恒設の関わる業務を行う従業員に対して、別表に掲げる保安訓練、
0:12:22	2、東京会議に掲げるところに従い実施する。
0:12:26	そういった 5 の記載の部分に、
0:12:31	なお、本訓練は、
0:12:33	訓練とさすのが、保安訓練、これは原子力事業者防災業務計画に基づき、年 1 回実施する防災訓練と合わせて実施することができると、記載がございます。
0:12:50	前で見ると、第 6 号に、この部分が記載ございましたので、適切な箇所に直すということで、第 6 号に記載があった部分を、第 5 号に記載を見直しております。
0:13:04	それに伴った内容の変更や、あとこの会、43 条の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:09	検査の部分、こちらを見直し、43条の1から43条に見直しを、記載の適正化を図っている部分がございます。
0:13:22	以上で、面談資料の説明を終わりにします。
0:13:43	山田さんすみません、面談資料の方、以上で終了ですが、この審査、
0:13:52	創業者です他にも資料提出いただいていると思いますけれども、
0:13:57	はい。はい。その他の資料も、はい。今日説明させていただきます。はい。お願いします。
0:14:18	はい。
0:14:20	はい。NDCウワダイです。ただいま、資料の方切り換えまして、保安規定審査基準等の対比表、写ししておりますが見えておりますでしょうか。
0:14:31	継続性とあります確認できてます。
0:14:35	はい。ではこちらの説明させていただきます。
0:14:39	こちらの資料につきましては、保安規定と審査基準、それぞれの対象を作成しております。
0:14:47	まず1点目ですね。
0:14:50	保安規定に書かれている内容で、第2章の2、保安品質マネジメント計画、
0:14:56	こちらの部分の3.7。
0:15:00	すみません。失礼しました。補第9条の3ですね、保安品質マネジメント計画の中にあります。3.7個。
0:15:08	保安品質保証責任者について、今回変更を行っております。
0:15:13	こちらの方はお連れ示しております。
0:15:17	内容をちょっと割愛させていただきますが、審査基準、こちらの方を見ますと、使用規則の第2条の中に、第1項の2号です第2号ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:28	品質マネジメントシステムには、同じようにこの第2、
0:15:32	すいません、品質マネジメントシステム、第2号に、
0:15:36	記載がございます。こちらの内容、具体的には、保安活動の計画実施評価及び改善に関わるっていうところで、
0:15:47	ほか、
0:15:47	安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、施設の保安活動に関する管理の制度が把握できるように定められていることというところで、
0:16:00	こちらで読めると考えて、こちらの方、抜粋しております。
0:16:06	これについては
0:16:08	使用規則の中では、品質マネジメントに関することというところで記載がございましたので、こちらを挙げております。
0:16:22	続きますは、
0:16:25	保安規定第4章、災害の防止上、特に管理を必要とする設備の操作というところで、第18条、核燃料物質の使用、ございます。
0:16:37	こちらについてはホット試験室長は、核燃料物質の使用を施設において行わなければならないと、この部分の第3項、
0:16:46	2、ホット試験室長は、別表第5に示す、年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならないと。
0:16:54	というような記載がございまして、こちらの別表第5日目続きます。こちらを今回変更しておりますので抜粋しております。
0:17:04	この内容につきましては、主要保安規定申請基準の第5号、主要施設の、等の操作、こちらに詳細記載がございまして、
0:17:15	参考、核燃料物質の臨界管理について定められていること、こちらに該当すると思い、抜粋をしております。
0:17:23	規則につきましては、第2条、12の第1項、閲覧5に、小説の操作に関することであって次に掲げるものといったところで抜粋をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	はい。続けます。
0:17:49	次に、保安規定第 6 章の放射線測定です。
0:17:54	第 37 条、外部放射線に関わる線量当量率等の測定。
0:18:00	この部分につきましては、第 37 条で、放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、
0:18:10	放射線測定器の使用方法を含め、別表第 9 に定めるところにより測定する。
0:18:17	といったところで、別表第 9、今回変更がございましたので抜粋をしております。
0:18:24	こちらにつきましては、保安規定審査基準、
0:18:28	こちらは線量当量専門センリョウ道路の汚染の除去等、こちらの部分の 3 項及び 4 号、
0:18:38	もう 1 点は、放射線測定器の管理及び放射線の測定方法の第 1 項、
0:18:46	こちらの方に該当するとも抜粋をしております。
0:18:50	具体的には第 3 項で、
0:18:54	気象規則第 2 条の 11-4、第 1 号に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面密度表面汚染密度の
0:19:05	明確な基準が定められていること。
0:19:08	管理区域内、管理区域及び周辺監視区域境界における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。
0:19:17	また、法政測定器の管理及び放射線測定の方法につきましては、放射線測定器、
0:19:27	こちらの種類、所管箇所、数量及び機能の維持方法並びにその使用方法が定められていることというので、
0:19:37	どちらも、別表第 9 に掲げられている内容ですので、抜粋をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:44	中央規則につきましては、
0:19:46	第、第 2 条、
0:19:49	12 の第 1 項に記載があります、8 号ですね、こちらを抜粋しております。
0:20:01	続きます。
0:20:04	続きますは、保安規定第 8 章、
0:20:07	核燃料物質の受渡し貯蔵運搬
0:20:11	こちらの部分の第 45 条核燃料物の彫像、こちらにつきましては、ホット試験室長は、
0:20:18	核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第 4 に定める核的制限法に基づいて行うとともに、別表 13 に示す最大収納量を超えて、
0:20:29	核燃料物保管者はないと記載がございます。
0:20:33	こちらの別表第 13、こちらの変更、一部変更しておりますので、抜粋しております。
0:20:42	こちらにつきましては第 10 号、審査基準第 10 号の核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等、こちらは第 1 項に該当しますので、発生しております。
0:20:55	こちらの
0:21:00	他工場または事業所内におけるクレーン動物の運搬及び、こちらの貯蔵に対して、
0:21:06	臨界に達しないようにする措置、その他の保安のために講じるべき講ずべき措置を講ずること、また、貯蔵施設における貯蔵の条件、
0:21:17	が定められていることというところで、該当してると考えております。
0:21:22	町規則につきましては、第 2 条 12 第 1 項の 15、こちらに該当すると。
0:21:28	判断しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:35	こちら介護で、
0:21:40	保安規定第 1 種第 11 章、記録及び報告。
0:21:45	こちらの第 61 号の記録、こちらにつきましても、べ。
0:21:50	表題、16、
0:21:52	こちら、こちらに書かれてる内容を記載しております。
0:21:56	こちらの内容の部分の表の下の部分に備考を追加しておりますので、今回抜粋しており、
0:22:03	保安規定審査基準につきましては、第 14 号記録及び報告、こちらの第 2 項に該当すると。
0:22:11	考えております。
0:22:13	中央規則につきましては、第 2 条の 12 第 1 項の 14 号、
0:22:20	に該当すると。
0:22:22	考えております。
0:22:24	こちらの方、以上が、
0:22:29	審査基準及び使用規則と、保安規定の対象となります。
0:22:39	続きまして、
0:22:41	今度は保安規定と、
0:22:44	核燃料物使用許可の対象となります。
0:22:50	こちらも同じように、順になって、記載がございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:55	一つ目は、
0:22:56	第2章にあります保安品質マネジメント計画についてです。
0:23:01	こちらにつきましては主要許可の住所、主要施設等の保安のための原因に関わる品質管理に必要な体制の整備に関する事項。
0:23:12	こちらに記載がございますので抜粋しております。
0:23:16	こちらの第3章、経営責任者等の責任、7の保安品質マネジメントシステム管理者的に、管理責任者。
0:23:27	こちらの部分に記載ございましたのでこちらを抜粋しております。
0:23:32	こちらの内容は社長は、保安品質マネジメントシステム管理責任者として、
0:23:38	保安品質保証責任者を選任し、
0:23:41	保安院と保証に関わる業務を統括させるとともに、次に掲げる業務の責任及び権限を与えるといった部分で、許可書にも記載がございますので、こちら、並べております。
0:24:00	続きまして、第4章の災害防止を特に管理を必要とする設備の操作ということで、
0:24:07	いう年間予定使用量の記載がございます。
0:24:10	こちらにつきましては、許可書の第5章、予定使用期間及び年間予定使用料、こちらに表がございまして、年間予定使用量の表がございました。
0:24:22	こちらと、
0:24:25	同様な内容が書かれてる部分がございますので、こちらを抜粋しております。
0:24:33	すいません抜粋してスタートしております。
0:24:40	続きまして、保安規定第6章、放線測定の
0:24:45	備考の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:47	失礼しました。第 37 条の外部補正に関わる線量当量率等の測定の部分、こちらの別表 9 に書かれている、備考につきまして、
0:25:01	抜粋をしております。
0:25:03	管理区域の管理につきまして、管理につきましては、使用許可の添付資料。
0:25:10	第 12 章添付資料につきまして、
0:25:13	12-1 の 9 款質疑の中に、
0:25:19	記載がございます。管理区域の管理としまして、管理区域の線量、
0:25:24	放射性物質によって汚染されたものの、表面の方生物の密度、
0:25:29	空気中構成物質の濃度等は、次により、測定を監視するというので、記載がございます。
0:25:42	続けて、ホンセイ第 8 章、核燃料物等の受け渡し、貯蔵、運搬についてですが、こちらについては 45 条の核燃料物質の彫像。
0:25:52	別表第 13 に、1F 燃料デブリに来るといったような記載を含んでおりますので、
0:25:58	こちらの比較としましては、9 燃料物使用許可の第 8 章、核燃料物の貯蔵施設の位置構造及び設備、
0:26:07	といったところで、同じように記載がございますので、こちらを比較して、抜粋しております。
0:26:20	最後に、第 11 章、保安規定第 11 章、記録及び報告についてですが、こちらについては、使用許可の中に該当ページ等ございませんでしたので、こちらの方のご報告とさせていただきます。
0:26:37	以上で提示いたしました資料の説明を終わりにさせていただきます。
0:26:45	職制であります資料の説明ありがとうございましたそれではいただいた説明すべき何点か確認させていただきたいと思います。
0:26:53	まず、パワーポイントの P 1 のところですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:57	まず一つ目の変更については許可ですね、先日の本年度の許可、9月の結果を反映するものであって、先ほど別資料でご説明ありましたけども、それでも整合がとれてると。
0:27:12	ということで理解はいたしました。
0:27:15	はい。続きまして②について②の変更内容について、
0:27:22	規則の改定についてご説明をいただいたと思いますが、
0:27:28	その中のその2ポツの、
0:27:30	6ページですかね、6ページでも、
0:27:33	2ポツの中でちょっと聞きたいんですけども、
0:27:37	北野MBAさんの運用期間ですけども取り扱い、
0:27:42	計画書と放射線作業計画書、
0:27:46	を提出しているっていうのがあって、
0:27:51	その放射線作業計画書は、
0:27:55	各年を取り扱わない場合でも出すと。
0:28:00	ということなんで、その放射線作業計画書は何らかの作業があるときは確実に出てくる。
0:28:09	で、結局、この赤字で書いてあるところ、この当該期間中に作業を行わないことを確認したっていうのは、この放射線作業計画書すら出てこないっていうそういうことなんです。
0:28:25	それと核燃取扱所が出てこないっていう、そういうことを言ってんですけど、どちらの。
0:28:32	NBCのアオキ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	えっとですねこれはもう発行者店作業計画書が出てこないっていう。
0:28:42	なるほど。はい。なので
0:28:46	放射線作業計画書が、
0:28:48	必要な作業を、
0:28:51	行わない場合は、この当該規定を変更後に、あの時アオキをしようと思 っていると、そういうことですかね。
0:29:00	スペースとですねエネルギーがアオキなんですけれども、
0:29:03	放射線作業計画書って言われているものはですね、弊社の方でですね、 ほとんどの作業でやることになっておりまして、
0:29:13	例えば非定常作業とかですね、そういったものであっておりまして、
0:29:17	その中でも、
0:29:19	例えば核燃料物質等々を、を使用しない作業でも出されてしまうもので すから、その中でですね、
0:29:29	この作成作業を行わないことを確認してきた場合は、
0:29:33	属性を登録していきたいといったところも、
0:29:36	含めてこのようなことにしてもいいですじゃあ、作業保護者線作業計画 書がないからとかじゃなくて放射線作業計画書、
0:29:47	がある作業も含めて、
0:29:49	何らかの条件を決めたその放射線作業っていうのがあるかないかってい うのを確認した上で、省くっていうことなんですけどね計画書はあるけれど も、
0:30:00	その内容を見て作業は債権が判断して、省くっていうそういうことす から、
0:30:07	その通りです。原則です説明は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:13	放射線作業って何かになるんですけど、
0:30:17	具体的に、
0:30:19	放射性作業としないものっていうのは、どう、何かいえる範囲で何か具体例ありますか。
0:30:27	計画書が出てくるけど作業、作業とはしない放射線管理等はしないものって、
0:30:33	はい、検討6、
0:30:38	もの。
0:30:39	はい、NDCアオキなんですけれども、
0:30:43	放射線作業計画書の提出とか作成って言われているものはですね、一応社内規定のほうで規定されておまして、
0:30:52	その中で、放射線作業計画書の作成を要しない作業というのが、
0:30:58	していただいております。それには、
0:31:01	施設の巡視点検とかですね、あとは認定ソファア、あと放射線測定等、
0:31:06	経費の作業と言われているものはもう放射線作業計画書、
0:31:10	達成しないということで、
0:31:13	こちらに該当しない作業ということで、
0:31:16	していただきます。
0:31:18	連絡先です
0:31:21	ちょっと混乱して後でもう1回整理させていただきたいんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:26	まず本
0:31:30	放射線作業を行わないっていうのは、
0:31:34	作業計画書が出て、
0:31:38	その中身を見て放射線作業じゃないとしたら、
0:31:42	記録取らないっていうふうにするって話ですよ今。
0:31:48	今説明があったのは、作業計画いらぬ作業の具体例があったっていう そういうことでいいですか。
0:31:58	そうですね。うん。
0:32:01	N C マチダですけども、ただいまのところをですね、もうちょっと正 確にお話しますとですね、まず保安規定なんですけども、
0:32:11	放射線事業計画というのは保安規定ですね。
0:32:15	第 34 条、
0:32:18	定まっ定めておりましたですね。
0:32:21	これは、何を言ってるかと言いますと、管理区域内で優位な被ばくと か、汚染を伴う作業、これを高齢者の作業と、
0:32:31	定義しておりましたですね、その場合は放射線作業計画を作成して、そ れを提出すると。
0:32:38	いうふうに規定しております。
0:32:40	さらに我々の内規の方にはですね、これの具体的な運用として、このプ レゼン作業計画の策定を要しないものにはどんなものがあるかと。
0:32:52	ということで、
0:32:53	例えば、ルーチン業務で線量を測ったり、そういう場合には、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:04	そして線量の高いところにも入ることはあり得るんですけども、一時的なものですので、そういったものは省きますと。
0:33:12	そういったことを、下部規定で規定しておりますですね。
0:33:16	そういったものについては、当然作業計画書の作成を要しないと。
0:33:20	そういうふうに規定しておりますので、先ほどアオキいきましたけども、改善作業計画、これがですね、作成されたもの。
0:33:29	直接た場合については、
0:33:32	必ずの測定を行うということになるわけですし、参与の中身を見て判断するというものではございません。
0:33:41	何か説明がちょっとありまして失礼しました。完全にこの作業計画書放射線作業計画書の有無とリンクしているってということですね、作業計画書を作る。
0:33:55	作業をする場合は作業を行う放射線作業を行うとして同期間は1週間に1回、
0:34:01	それを省いてもいいような業務しかやらない場合は、放射線作業計画書が出てこないの、その場合は1ヶ月に1回にしようとしているというそういう理解でよろしいですか。
0:34:12	N E Cの肥田でございますので、そのご理解で結構でございます。ゲンショウカイジョです承知いたしましたのでその言わない作業としては測定とか、巡視点検とかそういう形だということですかね。
0:34:28	吉松でございます。その通りでございます。はい。わかりました土山です。
0:34:34	これなんですけど、今までは結局そういう業務なくても、は凶られてはいいかってということなんですけど、1週間に1回、
0:34:46	事例の中でございます。長期休日にかかわらず、機械的に週間に1回測定していたというのが実態でございます。
0:34:57	それが、いわゆる
0:35:00	その言葉を問わず言うと面倒くさいとかあんまり意味がないのでやってないのあんまり、
0:35:07	意味がないので省略ができるのであれば省略化したいということなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:12	意味としては、
0:35:17	N E Cの長でございますけれども本年もそうですけれどもやはり実質的にもそういった差が全くないときに、その放管員だけが出て測定するというものも、
0:35:30	あまり効果のない行為でございますので、そのこのところは、今回合理化を図り
0:35:37	苦勞でございます。結局、そうですね後はですかね無用な被ばくを避けるという観点でも、
0:35:44	何をその、その変化がある可能性がないのに、あえてわざわざ管理区域に入るような、その作業を追加するのは避けたいとかそういうこともあるんですかね理由として、
0:35:58	よろしいマチダでございます。まさにご指摘の通りで、被ばく管理という被ばく低減という観点からもですね、そういった作業はやはり
0:36:09	なるべく避けるようにして、A L A R Aの精神にのっとるということでございます。わかりました。そうなってくるとじゃあ、より、よりよく、より良い方向に改善。
0:36:22	されるという、時間ヤノかなというふうに私の方には理解いたしましたし、行政相談の時にはもうありましたけどまた他社でも同じようなやられてるって話もありましたんで、
0:36:34	ちょっとそれと見比べて、ちょっと審査をさせていただければなと思っております。
0:36:39	ということで
0:36:42	ポイントについては、
0:36:47	はい。
0:36:48	続きましてちょっとパワーポイントじゃなくて、比較表の
0:36:57	許可との比較の方でちょっと1点だけなんですけど、
0:37:03	最後の1ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:05	記録のところなんですけど、
0:37:08	これって全く許可にないんですけど、記録関係って。
0:37:12	何かQMS関係の構造とかもないんだっけ。
0:37:15	記録するに何か引っかけられそうなのか。
0:37:20	手遅れか。
0:37:21	CM関係が、第10章。そういうことではない。そうですね。十勝とか テンプレとか、
0:37:34	手術記録を確保するってまでしかないよね。
0:37:38	いろいろ。
0:37:48	該当するんじゃないか。
0:37:58	少々お待ちくださいませ家はいい。
0:39:32	すみません今ちょっと保安規定の方、本社の方、確認してるところなんです が、
0:39:43	すみません、NDCのウワダイですか。はい。
0:39:48	こちらの許可書の方で言いますと、こういうこと。
0:39:56	あれ、第10章の、ここですね、記録の管理に書かれている。
0:40:04	(1)で、
0:40:05	読み上げますと当社は、個別業務等養型事項への適合及び保安品質マネ ジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、
0:40:19	当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索で きるように作成し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:26	公安活動の重要度に応じて管理すると。
0:40:29	言った記載がございますので、該当数のであればこの箇所かな。
0:40:36	今ちょっと考えております。原子炉規制庁、ごめんなさい、どうぞ。
0:40:43	すいませんNEC町田ですけれども、ただいま補足しますと、要は品質記録の管理ということになってきますので、
0:40:54	本件止める受辞書の記録、これはすべて品質記録ということに該当しますので、このQMS計画にのっとってですね、
0:41:06	記録の管理ということで適切に管理しなければならないということになって参ります。
0:41:12	現職正社員ですとなると今ご説明でこの仕様書は載ってないけれども、印章許可の、その10ポツの10分追加10個のQMS関係の説明等に関する事項。
0:41:25	と整合はされるん取られてるということで今理解しましたけどそういう説明でよかったですかね。
0:41:31	上島平でございます。ご理解の通りでございます。そうすると、
0:41:39	もうちょっとこの後の面談の展開にもよりますけど、
0:41:44	もう1回もし面談するようなことがあれば、この資料をもう一度ちょっと修正していただいて、明確に
0:41:56	運転適合許可との整合がとれていると、11章の変更についても機構との整合とれているという内容を説明していただければと。
0:42:06	はい、かしこまりました。
0:42:09	はい。面談資料関係は規制庁からは以上でありますので、ただちょっと申請書を提出いただいた申請書について何点か、
0:42:20	さしていただければと思いますがよろしいでしょうか。
0:42:24	はい。
0:42:25	室長。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:28	実績あります。それではまず1点目は、これは単純にちょっと聞きたいだけなんですけれども、
0:42:35	今回は社内のQMS文書とかシステムを統合されるということでいろいろな用語の適正化がなされてると思うんですけれども、
0:42:47	保安品質方針を、
0:42:50	品質方針を変えるっていうのは何か他の何か、
0:42:55	名称。
0:42:56	の変更と何か逆行してる感じがするんですけど、これは、
0:42:59	正しいですかというか、どう合ってますかっていうことなんですけど。
0:43:07	NECの百崎と申しますあの品処分を担当してます。はい。よろしくお願いします。お願いします。
0:43:14	えーとですね本年度から当NECの方で
0:43:19	統合マネジメントシステムの運用を開始しまして、
0:43:22	その中で品証とあと環境と安全性、これ統合したもので、
0:43:29	先ほどありましたが、品質環境安全衛生マニュアル、マニュアルっていう、こちらが統合マニュアルになってまして、
0:43:37	そこに記載してるものを品質方針、アート方針、品質方針ということで、こちらのものを
0:43:44	スタッフことになります。
0:43:47	なのでこの中に保安の関係を、ことも書いてあるんですけど、
0:43:52	これを統合しましたんで品質方針ということで統一化。
0:43:58	してます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	その他の保安品証目標ですとかあと、保安品質マネジメントシステム
0:44:05	こちらにつきましては保安品証活動の方でそれぞれかつお目標ですとかシステムの運用がありますんで、そちらの方は個別に
0:44:16	法案というふうにつけております。
0:44:19	原則成長のようです。説明ありがとうございますあれですね品質方針というのは基本的にだから今回は三つぐらいのシステムを統合されたんですけれどもそれらすべて、大体共通的な
0:44:35	共通的にこの品質方針という要望使われてるのでこれは何であの品質方針に統一してますっていうのと品質目標とかは
0:44:43	分野によってここにあったりするのをそれを区別できるようにちょっと不安をつけてるっていうそういうイメージなんですかね。
0:44:52	N E Cの滝です。はい。その通りです。原則であればアメリカにいたしますので記載の適正かつですかね。わかりました。はい。続きまして、
0:45:03	今回、
0:45:07	等の保安システム、QMSのところ
0:45:12	保安品質保証責任者。
0:45:15	選任についても範囲を広げるというお話ありましたけれども、これもちょっと範囲なんですけどちょっとまずこの申請書で言うとその管理者思想であるものを示すこともあり得るという面が主でもありましたけど、
0:45:28	この管理者層ってのは具体的にどのような、
0:45:31	位置付けというか範囲を示すんですかね。
0:45:36	乾篠崎です。今、想定してますエンジニアの菅クラスの方を想定してまして、議長ですとかあと、
0:45:46	多分、部長さんクラスを想定してます。
0:45:51	原子炉規制庁矢田ですその下にあるその3.8の管理者と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	同じですかね。
0:45:59	管理者。
0:46:02	そうですねやはり管理者は部門長になりますけど、それプラス、藤技師長。
0:46:07	プラス、うちの方っていうふうに想定します。
0:46:10	厳格性じゃなくて、技師長ってのは何名どういう、どういうものなのかちょっと教えてよ。
0:46:18	はい。理事長理事長ですか。いや、一緒に市長。
0:46:22	理事長といいます。他社で言いますと主幹グラフの方ですかね。
0:46:29	だから部門長の様に、
0:46:31	かなり上にあるというふうにはい。なるほど。なので、部長
0:46:39	今メインとなる面というか
0:46:42	基本基本となるその部署、はい。
0:46:46	と、同じかそれ以上のレベルの方っていうことなんですかね。
0:46:51	はい。すいません。エンシュウの滝です。そうです
0:46:55	以前部長をされてた方がその上に大体一緒になられてた方がはい。弊社で多いですね。イエス了解です。
0:47:05	その管理者層の中からですね、
0:47:11	誰でもいいってわけではないんですよってということで、何かいろいろ何か遷宮のためには、条件とかがあるとは思んですけど、そういうイメージでいいですか。
0:47:23	そうですねはい。NECの武、当然保安品証の方に精通されてる方を当然選ぶことになると思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:32	布施じゃないです。そう例は、
0:47:36	下部規定の中で、
0:47:38	書くんですかねそういう、
0:47:40	そういうような、
0:47:43	今、はい。
0:47:48	N A Cますけれども、今の今、選任範囲の拡大、
0:47:53	誰でもいいかというとなんかそういうことはなくてですね、
0:47:59	これを直ちに下部規定に展開とか、今考えておりませんが、保安規定のですね、9条の3のQMS計画の中でですね、
0:48:09	3点ごとに、マネジメントシステムの計画という方がありますがけれども、その中ではですね、このマネジメントシステムを検討しようとする場合ですね。
0:48:20	それに組織の変更も含まれるわけですがけれども、
0:48:24	そういった場合にはですね、そのマニュアルセンターシステムが不備のない状態にですね、維持しますということに約束してありますので、必ず負の適応能力のあるものを制限すると。
0:48:36	不備があってはならないと、いうことで規定しておりますので、この条項に基づいて制限するということになって参ります。
0:48:46	誤植じゃないですか。もう1回場所を教えたんですけど、どこでしょう。
0:48:53	当第9、39年度の予算を、
0:48:57	金城の分をですね、3.5項、
0:49:01	前後、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:05	規定のページで言うと 9 ページ。
0:49:12	はいはい、速水さんの中で、県民局で 3.55 で保安品質マネジメントシステムの計画というのがございまして、
0:49:21	この第 2 項ですね。
0:49:24	社長は、保安品質マネジメントシステムの変更、括弧、プロセス及び組織の変更を含むと、それが計画され、実施される場合には、当該品質システムは、
0:49:35	不備のない状態に維持すると。
0:49:38	ということで、5 約束しておりますので、ここに基づいて、適切なものを選任するということになって参ります。原則制じゃないやつということで、天野で
0:49:52	なるほど。なのでその不備のないような、
0:49:55	ものが支社長から指名されるので、
0:49:58	このような機会がもんなのと、歌舞伎でもう変更もないって話がありましたけども、この
0:50:05	程度の規定でも、
0:50:08	問題ないというか総合というかその不具合は、
0:50:12	そうでないっていうそういう説明です。
0:50:15	広島でございます。この規定にそういうふうに規定してお約束を約束しておりますので、それに則ってやるということで考えてございます。伊勢さん了解いたしました。
0:50:29	西郷、この、この辺という最後なんですけど、もしその違う人、その技術推進品質保証部長じゃない人が指名されてその人の印象の、
0:50:40	責任者になった場合、
0:50:42	部長とかその等が示された趣旨と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:46	職務とかって何か保安規定上変更になったんです。
0:50:55	人気。
0:50:58	職務とか権限とかですかね。
0:51:07	先にマチダでございます。
0:51:09	保安規定の中では、
0:51:14	そこまでの職員に関する説明はしておりませんので、それにつきましては、品証の中の先ほどの我々の
0:51:24	品質保証計画書とかそういった中でですね、その選任が適切であるかどうかというところを、
0:51:32	そんな格好になると考えております。規制庁湯浅層、そういうことですよ。だから保安組織には、保安、
0:51:42	技術推進ランチャーの部長は特に登場しなくて、保安品質補助責任者として登場してるので、その人が違う所になればもちろんその、その人が
0:51:52	安定のは保安組織の単位になるわけで、この人の部長自体の職務っていう特に本店には、
0:51:59	携帯でないから問題ないっていうそういうことですから、
0:52:03	L C マチダでございます。その理解でございます。了解いたしました。
0:52:09	はい。
0:52:15	続きまして記載の適正化の件でございますけれども、
0:52:22	パワーポイントの資料でもありましたけど、訓練関係のやつはこれだったら6行から、どこに移し替えただけっていうそういうことなんです。
0:52:33	N E C ウワダイです。その通りです。
0:52:37	教育書の適正化、桑島庄司と記載箇所をちょっと誤っていた部分があったので、そちらの適正化、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:46	しております。
0:52:49	N C マチダでございますけれども、お恥ずかしい話なんですけれども、実は、
0:52:55	この別表のところですね、目標がですね。
0:53:00	別表第 2 の (1) と (2) っていうのがあるんですけども、上の (1) というのは、総合防災訓練に当たりまして、(2) というのはですね、避難消火訓練、
0:53:13	に当たっております。
0:53:14	で、原子力事業所防災業務計画に基づく防災訓練、これは総合防災訓練に合わせてしておりますので、
0:53:25	ちょっと記載箇所の適正化というか、この避難消火訓練ではなくてですね、本来の防災訓練の方に移行したというところがございます。
0:53:35	職制じゃない。なので、実態も。そう。そう。そうなってるってことでいいんですよ。実態まだ想像防災訓練というかその事業所の訓練についてはこれに変えることができるっていうふうにやってるし、
0:53:48	避難訓練はこれで一緒にやらないでしょうから、その規定については特にこれら、被災箇所を変えますけど、
0:53:58	現行の運用に何かその変更があるっていうそういう話ではないっていうそういう理解ですか。
0:54:05	N S A マチダでございます。ブレイクタイム通りでございますして、今の実態に合わせた記載変更というところがございます。
0:54:15	原則成長です了解いたしました。
0:54:23	あとは、そうですね。
0:54:27	デブリの件はさっきパワーポイントの資料で、
0:54:30	許可範囲になって出ますので、
0:54:38	放射性作業の話もそうですね機器を聞こうと思ったんでさっきちょっと面談の中で、弁護士の中でご説明いただいたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:46	はい。
0:54:47	納得はいたしました。あと、ちょっと1点だけ気になってるのがその記録の方の表にも今回※付けてますよね。※というか先ほどの、はい。ビック16ですかね。
0:55:00	注記を付けてると思うんですが、これでは他社さんっていうか、公開に多様なことをしてるところ、例を見たんですけど、
0:55:10	やってないなと思って。
0:55:13	今回何かこれをつけてる理由っていう、何か特別何かでしょうかというのをちょっとお聞きしたかったんですけど。
0:55:23	送ってるの。
0:55:25	すいません。もう一度よろしいでしょうか。もうちょっとすごい、具体的に言うと、
0:55:31	J Aさんも似たようなことやってる。
0:55:34	という話があって、測定頻度の方、
0:55:39	N D Cさんでいうと、
0:55:42	別府別表9の方には、
0:55:44	に多様な注記があるっていうのは確認したんですけど、
0:55:48	記録の方へ、
0:55:50	ありましたっけっていう。
0:55:54	そうですね。
0:55:58	同じような内容が、別表J Aさんの徳丸津曲。
0:56:04	N D Cのウワダイですがそこまで確認をして、この記録の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:10	この 8 章に該当する部分。
0:56:13	こちらの特定の部分を示しておりますので、こちらにも注意、備考として記載を追加してるところでございます。
0:56:23	N E C の町田でございますけれども、
0:56:27	実は神さんの資料をですね、規制庁さんのホームページで調査させてもらったんですけれども、
0:56:36	ドンキ処理変更の測定の合理化のような変更の事案っていうのは、ちょっと見つけることができなくてですね。
0:56:46	他の保安規定の変更事案の中で、
0:56:50	ここの特定の別表のところだけが
0:56:57	見えることができましたので、それを参考にさしてもらってますけれども、そのバンクの変更の際には、J A さんの変更の際には、記録事項の変更が該当していないんで、
0:57:08	そこの記載はなかったというところでございます。
0:57:23	と同じっていう説明ですが今の資料がなくて確認できなかったっていう説明になるんですかね。
0:57:32	そうですねこのキロ空の情報については、J A の方資料は確認できなかったですか。
0:57:40	技術でございますけれども、やはり内容的に見ますとですね、やはりこの記録のところ記録する時期が毎週 1 回っていうのが機械的に書かれておりますと、
0:57:51	やはり今度合理化したときに実態とそぐわないということになってきますので、同じような注釈を今回入れさせてもらったというところがございます。アクセスの方がわかりやすいかなというかもととの要求、その記録の要求から来てる話だと思うのでパワポの説明でもあったように
0:58:10	なのでここわかるんじゃないかなんですけど、そういうちょっとタイトルとそごがあるかなっていう感じが一緒にしちゃったんすよね。
0:58:17	1 週間についての平均濃度云々かんっていう話が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:21	その箱にあるんで、
0:58:30	その辺を、何か、
0:58:33	うまく表現したまいか。
0:58:35	前野からそんなに前。
0:58:37	だからそのつけかえの場合は、1ヶ月の平均濃度出されるってことですよね。
0:58:48	吉松でございます。1回の場合は一つの平均濃度ということになります。
0:58:54	現職じゃなくてそれは自明というか当たり前っちゃ当たり前だから、
0:58:59	米津依田。
0:59:03	はいその通りです。わかりました。特段、
0:59:09	はい、理解の問題はないと思います。個人的にはそう。はい。
0:59:13	最後はちょっと確認だけなんですけど、再申請書の最後から2ページ目。
0:59:20	捜査記録担保捜査記録のところなんかされてるんですけど、これって何か、その下に※がついてるのがあったんですけど、何か変更があったんです。
0:59:32	いやこちらにつきましては、ちょっとこちらの方の誤記でございます。申し訳ございません。今回の変更箇所、残っていた部分です。
0:59:44	波源作成者了解です。
0:59:47	※2では、今回変更したメニューは、ここにも今回変更してんすよね。あれ違うでしょ。
0:59:55	温度だったら番号ですよ。
0:59:58	※1が、さっきの赤字に入ったので、はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:04	ここの1が入ったので、※2にします。これについてもちょっと同じように、勝手に行かなきゃいけない部分ちょっと抜けておりました。申し訳ございません。結局、その稼ぎがないと駄目っていうルールじゃないのでそこはいいんですけどわかりました。特に
1:00:19	何かその操作局のこの部分に変更があったわけではないってことですね。それは理解してはどうぞ。
1:00:26	はい。
1:00:27	そうなると、あれですかね、特段何か申請書を直さないといけないようなところは、
1:00:34	今のやりとりを踏まえてないかなとは思ったんですが、
1:00:39	はい。
1:00:41	いや、
1:00:43	議事録規制庁のカワベでございますので、ちょっと本日からのこの、
1:00:48	面談に参加させていただいてるんですけども、
1:00:51	ちょっとこの申請内容とちょっと異なるところで1個だけ、教えて欲しいことがあるんですけどもよろしいでしょうか。
1:01:00	N E Cウワダイです。はい。はい。よろしくお願ひします。すみません。先ほどですね1週間に1回とか月1回とか測定をされるっていうところも、それはのところですね。
1:01:13	その差のところに、
1:01:15	こちらの方策についての平均濃度っていうような書きっぷりがあるんですけども、
1:01:23	この空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度っていうのはどうやって測定されるんでしたっけ。
1:01:36	N C A マチダでございますけれども、
1:01:41	そのエリアに対してですね、円錐プラスミドヘッドと申しまして、連続サンプリングをする丹治が出ておりましてですね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:51	それに1週間連続して吸引した、
1:01:56	ロジを測定してですね、はい週間のオージェ労働を算出しております。そういうことはそれが1ヶ月に1回はやるっていうふうに変更された時は、その1ヶ月間ずっと吸引し続けたものを、
1:02:10	炉心を取ってきてそれを図ると、そういう形でよろしいですかそれとも1ヶ月11であって例えば、
1:02:19	その1週間に1回っていうので、例えば、間欠的にですね2週間に1回作業があった場合だと、
1:02:27	それは、1週間にやった時の1週間、
1:02:32	ていうものをろ紙をはかるみたいな。
1:02:37	ことなるんですかね。ちょっと私がですねすみません不勉強で理解してないんですけども、1週間についての平均濃度というのは、例えば放射線作業の計画書みたいなものが出されたときに、
1:02:49	それが例えば1週間、月曜から金曜日っていうようなさ、中で、その特定の1日だけ作業するってなった場合は、月曜から金曜の連続吸引した結果を平均した濃度として出すみたいなそんな運用なんですか。
1:03:05	ちょっとこれは内容と関係ないんですけど教えて欲しいんですけど。
1:03:10	N E Cの首藤でございますけれども、おっしゃる通りでございますね、1週間のうちに、1日だけ作業をしたとしても、1週間を、
1:03:22	吸引の通しの測定からですね、1週間の平均濃度を算出して、
1:03:28	石附であっても、その1週間、この濃度を注意した場合の賃料を内部被曝として評価すると。
1:03:40	そんなやり方をしております。
1:03:42	例えばなんですけどさっき1ヶ月に1回しか超えない範囲内で、1回以上測定するものとするとか書かれていて、そういった場合に例えば10月という月で、
1:03:54	計画が全くなかったと。その時に10月の第4週に急にその計画が出てきて測定するようになった場合は、そこでろ紙を交換して3週目の終わりに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろ紙を交換して、4週目に新しいろ紙を取り付けてその1週間で出さずってそんな感じなんですか。
1:04:20	できないことない。
1:04:22	有吉松田でございますけれども、
1:04:27	1ヶ月間全く作業がなければですね、おっしゃるように、1週間1ヶ月間、全ろ紙をかえ済みにそれを1ヶ月分の
1:04:38	給料として評価するというのも可能でございますけれども、
1:04:43	通常の休日数はですね、せいぜい1週間とか10日ぐらい連続術はそんなものですので、
1:04:51	我々の至近んしてる場合はですね、1週間に1回、必ず進行交換をやりますので、
1:05:00	たまたまその間はやらない。その2週間、あの日っ放しになったとした時からですね、2週間の連続吸引したもので、評価すると。
1:05:11	それ以外で1週間で果たせるものについては1時間ごとの休業で評価すると。
1:05:17	そんな形になって参ります。原子力規制庁の川部でございます。結局だからあれなんですねロシア1週間に1回変えていて、仮にそれが1ヶ月平均なった時ってのはその炉の強い四つ分の平均値になるみたいなそんな。
1:05:31	感じなんですかね。
1:05:34	NECの長でございます。おっしゃる通りでございます。あ、すみせんありがとうございましたちょっと測定方法だけちょっと1回確認したかったです。ありがとうございます。
1:05:44	以上です。
1:05:46	原則制じゃない。
1:05:47	となると、
1:05:49	今のところ不正って話じゃないかなと思ってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:56	はい。
1:06:00	何かあれは何かあります。そちらから。
1:06:03	何か補正しないといけない事項となりました。
1:06:09	N D C 笑いでございます。直すクルーにあります。そう。
1:06:16	拝聴でした。
1:06:18	保安規定と使用許可の対象の中で、
1:06:23	広くの部分。
1:06:25	記録の部分、ここちょっと修正をさしていただこうかなと考えております。技術者申請書じゃなくてですね。はい。面談資料のところですか。
1:06:34	はいそれは
1:06:37	はい。なのでちょっとお願いしたいとそこの方なんですけど、今日のやりとりの中でちょっと私が担ったその管理者層の話。
1:06:47	これは大体管理所長と想定は大体このようなところでこういうようななのかっていうのと、先ほどの別の方で不備ならないような範囲で社長が組織の変更も行うからこのような規定でも
1:07:01	他の部長なんてのは技術担当部長以外の者が選ぶ場合でもその
1:07:07	それ相応のその能力を持った人が選任されるというような説明を
1:07:14	面談していただきたいなと思ってるんですけども。
1:07:18	あそこもありました。
1:07:21	であればもう1回、今回それを説明してくださいっていう指摘。
1:07:29	に対して次回ちょっと資料で説明いただけると、というような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:33	案でよろしいですかね。ちょっと資料の修正もあるので、
1:07:38	なぜ、次回面談をして、それで
1:07:42	それがなければそれでっていう形にしますか。
1:07:45	はい。
1:07:46	かしこまりました。よろしくお願ひいたします。はい。それはそんなに、
1:07:52	かからないですよ。
1:07:54	使い、これってごめんなさいの減少ですけどはい。
1:07:57	何かあれでしたっけ。特に磯村義務化しないといけないって。
1:08:01	あるんでしたっけ。
1:08:03	今のところございません。
1:08:05	わかりました。どうしても一応そうですねちょっと申請いただいてから ちょっと未完1回目なんかちょっと時間が経ってないですけど、
1:08:15	2週間後ぐらいに、
1:08:17	やりますか。
1:08:18	前週間後、構成をさせていただいてご返答させていただく形でもよろし いでしょうかはいですよ。まだ、大体どれぐらいかなというので
1:08:30	11月頭ぐらいですかね。
1:08:34	それで11月の頭ぐらいですかわかりました。それで面をいただいてア ドバイザー兼職長ですけど我々の意見事項というか質問事項が
1:08:46	面談において、解消されればそれで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:49	我々の方の審査の面談を終了調査で粛々と、
1:08:54	こちらの確認と進めて出していただきたいなと思います。それでよろしいですかね。スケジュールとしては、
1:09:00	辺見石井ウワダイです。はい、それでよろしくお願いいたします。はい。そういうそれでは本日の面談を通して、その他何かいろいろ。
1:09:09	ご質問等N E Cさんの方からございますでしょうか。
1:09:14	はい。特にございません。作成次第です。であれば本日の皆さんこれで終了いたしますありがとうございます。
1:09:23	どうもありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。